

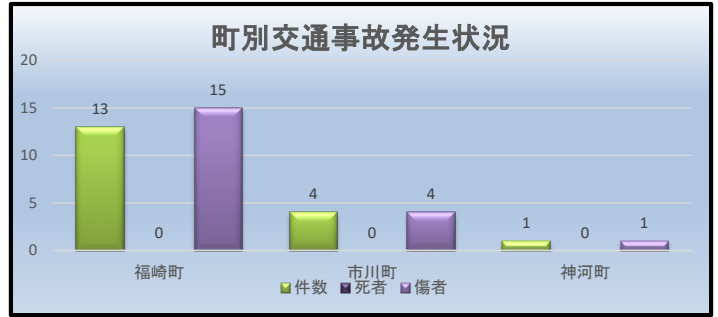
交通事故概況

[福 崎 警 察 署]

(令和8年3月末)

1 交通事故発生状況

区分	件数	死者	傷者	重傷
町名				
県下	3,296	32	3,812	213
増減	-104	+9	-220	+20
管内	18	0	20	2
増減	-6	±0	-15	±0
福崎町	13	0	15	1
増減	-3	±0	-8	±0
市川町	4	0	4	0
増減	-2	±0	-5	-1
神河町	1	0	1	1
増減	-1	±0	-2	+1



2 管内の事故分析

(1) 道路別(件数)

区分	合計	国道	県道	町道	その他
年					
8年	18	1	8	8	0
7年	24	4	8	11	1
増減数	-6	-3	±0	-3	-1

(2) 当事者種別

車種	合計	自動車	自二輪	原付	特定小型	自転車	歩行者	その他
当事者								
第一当事者	18	16	0	2	0	0	0	0
第二当事者	18	12	0	0	0	2	2	2

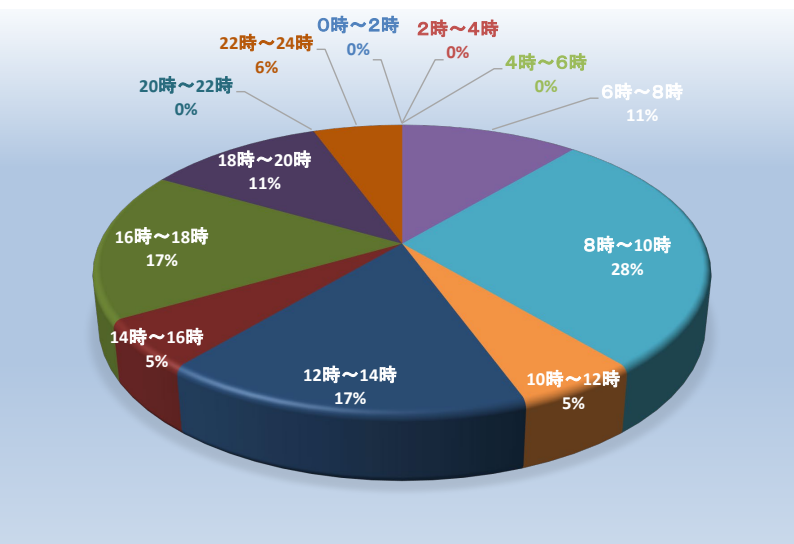
(3) 年齢別

年齢	合計	15歳以下	16歳～24歳	25歳～64歳	65歳以上
当事者					
第一当事者	18	0	2	10	6
第二当事者	18	0	1	10	7

(4) 物損事故

年	物損事故
8年	286
7年	246

(5) 時間別人身事故発生件数



自転車のながらスマホは禁止されています!!

交通安全〇×クイズ

- ① 自転車歩道通行が原則である。
- ② 特定小型原動機付自転車は、歩道通行しなければならない。

※ 特定小型原動機付自転車に関するリンク先→ 答えは、一番下に記載しています。



自転車等の交通事故防止のための規定の整備

2026年4月1日 施行予定

2026年4月1日から

～ 自転車への **青切符** の導入! ～
 対象は **16歳以上!**
 交通反則通告制度

自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度を導入すること等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号)が令和8年4月1日から施行され、自転車の交通違反の取締り手続きが変わります。

反則金 **12,000円**

携帯電話の使用等(保持)

反則金 **7,000円**

遮断踏切立入り

反則金 **3,000円**

二人乗り 並進



こんな違反は反則金の対象
以下は一例です!

反則金 **6,000円**

信号無視 (赤色等)

通行区分違反 (車道の右側通行・歩道通行等)



反則金 **5,000円**

無灯火

一時不停止

イヤホンの使用*

* 必要な音が聞こえないなどの場合



酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続きにより処理されます。

罰金を走行して下さい

クイズの答え: ①... × ②... ×